

京都府少子化対策条例（概要）

1 目 的

京都府における急速な少子化の進行に的確に対応し、活力のある地域社会を築くことが喫緊の課題であることに鑑み、結婚、妊娠及び出産並びに子育てのそれぞれの段階（以下「結婚から子育てまでの各段階」という。）に応じた切れ目のない支援とその仕組みの構築を社会全体で進めるための基本理念を定めるとともに、家庭の重要性並びに子育てに伴う喜びと幸せを共有することのできる京都府の子どもを育む文化を創造するために講じるべき施策の基本となる事項を定めることにより、次代の社会を担う子ども及び若者が、結婚及び子育てに夢を持ち、家庭を築き、子どもを生み、育てる希望が成就する社会を実現することを目的とする。

2 基本理念

少子化対策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない旨を規定

- (1) 結婚及び子どもを持つことに対する一人ひとりの府民の意思が尊重され、結婚、妊娠及び出産並びに子育てのそれぞれの段階に応じた一人ひとりの府民の希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、切れ目なく支援が行われること
- (2) 全ての府民が少子化対策に対する関心と理解を深めるとともに、結婚から子育てまでの各段階において温かく見守り、及び支えること
- (3) 保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する少子化対策が総合的かつ適切に行われるとともに、下記「3（1）結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策」及び「3（2）少子化対策に関する教育及び学習の機会の提供並びに府民の気運の醸成等」に規定する少子化対策並びに京都府子育て支援条例（平成19年京都府条例第39号）に基づく施策が府、国、市町村並びに府民、事業者、学校等、結婚支援団体及び子育て支援団体（以下「府民等」という。）の相互の適切な役割分担及び効果的な連携の下に行われること

3 施策の基本事項

（1）結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策

① 結婚の支援に関する施策

- ア 結婚を望む者に対する相談体制の充実、交流の場となる行事等の情報提供等、結婚に関する総合的支援を行う拠点の整備等を実施する。
- イ 府民、結婚支援団体の結婚支援の取組が自主的かつ自立的に行われる仕組みの整備のため、人材育成、結婚支援団体の活動支援等を実施する。
- ウ 結婚支援団体のうち条例で規定する要件（営利を目的としない結婚支援事業を実施、人権研修を定期的に実施等）を満たす団体の登録制度を創設することとし、登録の要件、更新、変更、抹消を規定する。

② 妊娠及び出産の支援に関する施策

- ア 市町村と連携し、妊産婦の育児の不安や産前産後の心身の不調を軽減するため相談体制の充実等を実施する。
- イ 不妊治療及び不育治療を望む者に対し、良質かつ適正な保健医療サービスが提供されるよう、費用の負担の軽減、情報提供、相談等を実施する。

③ 子育て支援に関する施策

- ア 地域における子育て支援の仕組みを整備するため、広域的見地から積極的に活動を行う子育て支援団体の認証制度等を実施する。
- イ 多様な需要に応じるため、事業所内保育事業等の保育サービスの提供支援や、幼稚園教諭や保育士の養成、確保等のため、関係団体と連携し必要な施策を実施する。

④ 総合的な支援に関する施策

- ア 妊娠及び出産並びに子育てに関する市町村の包括的な相談体制の整備支援を行う。
- イ 金融機関が総合融資制度（結婚から子育てまでの各段階に必要な資金の融資）を創設したときは必要な支援に努める。
- ウ 子育て家庭向けの住宅の新築、増築、改築、修繕等の指針の策定や、新築等を行う者に対して情報提供や必要な支援等を実施する。
- エ 多子世帯を対象とした保育や教育の費用の負担軽減を図る。
- オ 多子世帯が住宅を取得し居住することとなったとき、不動産取得税の税率を2分の1とする。
- カ 母子家庭及び父子家庭への生活及び就労支援等を実施する。

(2) 少子化対策に関する教育及び学習の機会の提供並びに府民の気運の醸成等

- ア 学校等と連携し、子どもが医学的知見に基づく妊娠、出産の知識を学ぶ機会を提供する。
- イ 若者が自らの結婚から子育てまでの各段階における行動に関する計画を考えるための機会の提供及び作成に必要な支援を行う。
- ウ 少子化対策推進の気運醸成のため、府、府民、市町村、事業所、結婚支援団体、子育て支援団体等と「京都府少子化対策府民会議」を開催する。
- エ 事業者は妊娠、育児をしている雇用者に嫌悪の情を催させる行為を防止する取組の促進に努め、府は事業者に対し、情報提供、相談、助言その他必要な支援を実施する。
- オ 事業者は雇用者が仕事と家庭の両立ができるよう必要な雇用環境の整備に努め、府は事業者に対し、情報提供、相談、助言その他必要な支援を実施する。
- カ 府民が子育ての意義や子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について認識を深め、家族の触れ合いを推進するため、毎月19日を「きょうと育児の日」とし、ふさわしい行事を実施する府民、事業者、学校等の支援に努める。

(3) 京都府少子化対策審議会

ア この条例に基づく知事の諮問のほか、少子化対策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府少子化対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

イ 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、少子化対策に関する事項について、知事に建議することができる。

(4) 雑則

ア 少子化対策に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行う。

イ 少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講じるものとする。

ウ この条例の施行に必要な限度において、登録結婚支援団体に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

エ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

4 施 行 日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。